

(2) 直轄国道の維持管理

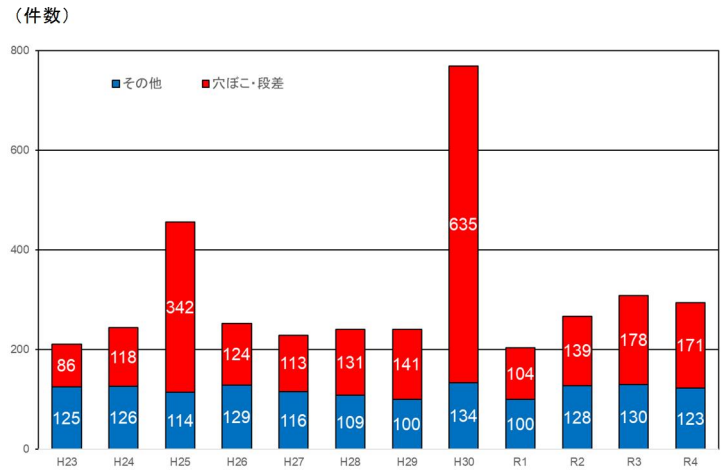
「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、国道（国管理）におけるサービス目標の設定と維持管理基準の見直しを行うとともに、引き続きデータの収集・分析により効率的な維持管理に努める。

【維持管理基準(案) 抜粋】

1. 巡回
50,000台以上／日 :原則 1日に1回
5,000台以上／日～50,000台未満／日未満 :原則 2日に1回
5,000台未満／日 :原則 3日に1回
2. 清掃
路面清掃(以下を目安に塵埃量に応じた適切な頻度を設定)
年間 12回(三大都市内)
年間 6回(DID地区内)
年間 1回(上記以外)
3. 除草
以下の繁茂状況を目安に実施
・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
・運転者からの視認性が確保できない場合
4. 剪定
高木・中低木 3年に1回程度を目安
樹種による生長速度の違い等を踏まえて実施
寄植 1年に1回程度を目安
5. 除雪
大規模な通行止めが生じないよう、
また、一定程度の旅行速度が保たれるよう
・新雪除雪は5～10cm程度の降雪量を目安に実施
・凍結防止剤散布は20g/m²程度を目安に実施

【直轄国道における管理瑕疵件数の推移】

(管理の瑕疵に係る損害賠償支払件数)



※H25 及び H30 は融雪期に凍結融解作用により舗装損傷事案が多数発生

道路緊急ダイヤル（#9910）の周知と通報協力による情報収集

【通報件数の推移】

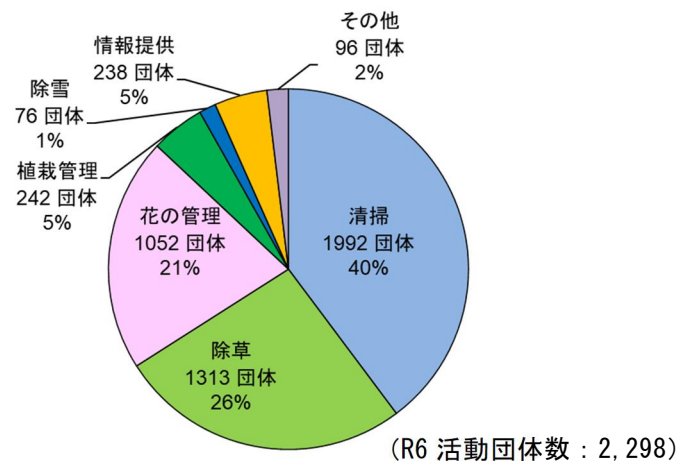
46,438 (R3) → 51,551 (R4) → 52,042 (R5)

ボランティア・サポート・プログラム（VSP）による地域と協働した道路管理の実施。

【清掃活動の状況】



【活動内容】(R6. 4. 1 現在)



※1 団体が複数の活動を行っている場合は、活動内容ごとに重複計上